

水道開栓・廃止に関する承諾書

チェック(レ)	NO.	確認事項
	①	水道を開栓した場合、開栓後は一時的な休止は出来ません。廃止をするか基本料金を支払っていただくかのどちらかになります。 ※廃止とは、上下水道の使用権利が無くなります。権利を維持しておきたい場合は、使用の有無に関係なく固定費である基本料金を支払っていただきます。
	②	水道を開栓する際、メーター撤去されている場合は、取付等に掛かる作業費の負担が必要となります。(個人負担)
	③	水道廃止後の再開には町が定める加入分担金の納付およびメーター設置に掛かる作業費の負担が必要となります。(個人負担)
	④	水道を廃止する際には、配管切詰等に掛かる作業費の負担が必要となります。(個人負担)

以上の事項について係員から確かに説明を受けた事を認め、承諾します。

年 月 日

氏名 _____